

平成32年度入学者選抜の変更について(予告)

平成32年度入試より、海洋工学部AO入試-C(帰国子女)の出願資格を以下のとおり変更します。

アンダーラインの部分が変更箇所である。

項目	変 更 前	変 更 後
入試区分	海洋工学部AO入試-C(帰国子女)	海洋工学部AO入試-C(<u>帰国生</u>)
出願資格	<p>日本国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者であって、保護者の海外勤務等やむを得ない事情により外国の学校教育を受け、次の基礎資格を有し、かつ、要件を満たしている者(転勤等により保護者が先に日本に帰国し、その子女のみが単身で在留する場合も出願を認めます。)</p> <p>[基礎資格] 次の(1)から(5)のいずれかに該当する者で、平成32年(2020年)3月31日までに18歳に達する者</p> <p>(1)外国及び日本の正規の学校教育における12年の課程を修了した者及び修了見込みの者、またはこれに準ずるもので文部科学大臣の指定したもの(注1) ただし、12年の課程の最終4か年のうち、外国において2年以上継続して正規の教育制度に基づく学校教育を受けている必要があります。</p> <p>(注1)上記の「これに準ずるもので文部科学大臣の指定したもの」(昭和56年文部省告示第153号第1号)とは、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定(国の検定に準ずるものを含む。)に合格した者である。</p> <p>(注2)外国に設置されたものであっても、日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その期間を外国において学校教育を受けたものとはみなしません。</p> <p>(2)外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格証書を取得した者及び取得見込みの者</p> <p>(3)ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を取得した者及び取得見込みの者</p> <p>(4)フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を取得した者及び取得見込みの者</p> <p>(5)グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、18歳に達した者及び平成32年(2020年)3月までに18歳に達する者</p> <p>[要 件] 平成32年(2020年)4月1日現在において基礎資格取得後2年以内であること (平成30年(2018年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日までに取得していること)</p>	<p><u>日本国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者であって、外国の学校教育を受け、次の基礎資格を有し、かつ、要件を満たしている者</u></p> <p>[基礎資格] 次の(1)から(5)のいずれかに該当する者で、平成32年(2020年)3月31日までに18歳に達する者</p> <p>(1)外国及び日本の正規の学校教育における12年の課程を修了した者及び修了見込みの者、またはこれに準ずるもので文部科学大臣の指定したもの(注1) ただし、12年の課程の最終4か年のうち、外国において<u>1年</u>以上継続して正規の教育制度に基づく学校教育を受けている必要があります。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>